

(訟ろ－０６)

平成３０年５月１６日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局第二課長 戸 苺 左 近

最高裁判所事務総局家庭局第一課長 澤 村 智 子

最高裁判所事務総局総務局第三課長 二本柳 聡

最高裁判所事務総局経理局監査課長 中 野 徹 哉

構外ビデオリンク方式による証人等の尋問等の手続について

(事務連絡)

標記の手続については、本日付け最高裁刑二第１９９号刑事局長、家庭局長、総務局長、経理局長通達「刑事訴訟法第１５７条の６第２項に規定する方法による証人等の尋問等の手続について」（以下「本通達」という。）が発出されたところですが、本通達の趣旨及び同手続における留意点は、別紙「構外ビデオリンク方式による証人等の尋問等の手続について」のとおりですから、裁判官を含む関係職員に配布するなどして、執務の参考にしてください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所からお知らせください。

(別紙)

構外ビデオリンク方式による証人等の尋問等の手続について

第1 本通達の趣旨

刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）附則第1条第4号に掲げる規定（平成30年6月1日施行）による改正後の刑事訴訟法（以下「法」という。）第157条の6第2項（法第171条、第178条及び第292条の2第6項並びに少年法第14条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「構外ビデオリンク方式」という。）による証人、鑑定人、通訳人、翻訳人、被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。）又は当該被害者の法定代理人（以下「証人等」という。）の尋問又は陳述（以下「尋問等」という。）を行う場合には、構外ビデオリンク方式による証人等の尋問等を行う事件が係属する裁判所又はその証人等の尋問等の請求等を受けた裁判官（以下「受訴裁判所」という。）から、構外ビデオリンク方式による証人等の尋問等を行う場合に証人等が出頭する裁判所（以下「出頭裁判所」という。）に補助を求める必要があることから、本通達は、その手続等を定めたものである。

第2 法第157条の6第2項の「裁判所の規則で定めるもの」

刑事訴訟規則等の一部を改正する規則（平成30年最高裁判所規則第1号）による改正後の刑事訴訟規則第107条の3において、裁判所の規則で定めるものとは、「尋問に必要な装置の設置された他の裁判所の構内にある場所」と規定された。現在、これに該当する場所がある裁判所は、別添1のとおりである。

第3 構外ビデオリンク方式による証人等の尋問等の準備等（基本的な事務の流れは、別添2のとおり）

1 構外別室及び利用機器の使用状況の照会先（本通達記1）

出頭裁判所において構外ビデオリンク方式による証人等の尋問等の際に証人等を在席させる室（以下「構外別室」という。）や当該尋問等の際に利用する機器（以下「利用機器」という。）が限られていることから、事前に使用予定を照会することが相当であるところ、その照会先について定めたものである¹。

構外ビデオリンク方式による証人等の尋問等のために利用できる専用回線は、別添1の庁の特定の法廷又は室にのみ敷設されている。また、手続において利用する機器は、受訴裁判所においては、ビデオリンク・テレビ会議統合システム（以下「J・リンクシステム」という。）のAタイプ又はCタイプを利用し、出頭裁判所では、J・リンクシステムのBタイプ若しくはDタイプ又は平成29年度に地方裁判所の支部のうち裁判員裁判実施支部を除く全支部に整備された構外別室用機器を利用することとなる²。

なお、証人等の接遇や警備等の態勢を組むために、出頭裁判所において特段の配慮が必要となる場合（例えば、複数の職員での対応が必要となるような証人等について、職員数が少ない支部や独立簡裁が出頭裁判所となったために、本庁との調整が必要となる場合等³）には、あらかじめその旨も伝達した上で、調整を図るのが相当である。

2 尋問等の実施に必要な事務の嘱託⁴

(1) 嘱託の方式（本通達記2の(1)）

受訴裁判所から出頭裁判所に対する嘱託は、受訴裁判所において、構外ビ

¹ なお、照会に当たっては、出頭裁判所のみならず、受訴裁判所においても、使用する法廷等及び構外ビデオリンク方式による証人等の尋問等実施時に利用する機器を確保しておく必要がある。

² 構外ビデオリンク方式による証人等の尋問等実施のために必要な機器がない庁において利用する機器を借り受ける場合には、J・リンクシステムについては、平成27年2月6日付け刑事局第二課長、民事局第二課長、家庭局第一課長事務連絡「貸出用ビデオリンク・テレビ会議統合システムの借受手続等について」を、構外別室用機器については、平成30年2月16日付け刑事局第二課長、民事局第二課長、家庭局第一課長、行政局第一課長、総務局第一課長事務連絡「構外ビデオリンクによる尋問のための構外別室用機器の利用等について」をそれぞれ参照。

³ 受訴裁判所の職員を派遣して対応する場合等が想定される。

⁴ 同一裁判所の本庁支部間、支部相互間の場合も本通達に従い、以後の事務処理を行うこととなる。

デオリンク方式による証人等の尋問等を行う事件を担当する裁判所書記官(以下「事件担当書記官」という。)が書面で行うことを定めたものである。

嘱託書には、出頭裁判所の準備に資する情報(証人等に作成させる書類⁵、警備の要否⁶、配慮すべき事項、その他付随する事項)を記載するのが相当である(別添3参照)。

嘱託書の送付は、迅速性を考慮し、電子メール又はファクシミリによることも可能とされたが、誤送付することがないように注意する必要がある。

また、構外ビデオリンク方式による証人等の尋問等は、証人等の精神的負担の軽減、安全の確保、証人等が遠隔地に居住する場合の健康状態等を考慮して実施されるものであり、証人等への対応について配慮すべき事項も少なくないと考えられること、被害者又は証人等特定事項の秘匿決定や遮への措置がとられている事案については、構外ビデオリンク方式による証人等の尋問等の実施に当たり留意すべき事項について受訴裁判所と出頭裁判所との間で認識を共有しておく必要があると考えられること⁷などから、書面での連絡だけではなく、尋問等の実施前に両裁判所間で打合せを行うなどしておくことが望ましい⁸。

なお、検察官や弁護士から、証人等の負担軽減等のために、証人等に同行する予定があるか、尋問等の実施中に、書面を示したり、証人等に書類を作成させたりする予定があるか等を確認した上で、両裁判所で情報共有を図ることが望ましい。

(2) 嘱託書の受理、立件(本通達記2の(2))

⁵ 証人等に作成させる書類は、あらかじめ受訴裁判所から出頭裁判所へ送付しておく。

⁶ 警備を要する場合は、嘱託書に記載するほか、出頭裁判所の職員への法廷等秩序維持のため命じる事務の取扱命令を司法行政上の共助として別途依頼する必要がある(本文第3の10参照)。

⁷ 少年事件においては、少年審判規則第7条第3項及び第4項の措置をとられている事案や被害者等の個人情報等が漏れないように事実上配慮している事案について、認識を共有しておく必要がある。

⁸ 打合せは、ビデオリンクの接続テストを兼ねて、テレビ会議の方式で行うことも考えられる。

出頭裁判所において、受訴裁判所の求めにより、証人等の誘導、利用機器の操作、構外別室の秩序維持等のために職員を立ち合わせる場合も多いと考えられること、関係書類の保管責任を明確にする必要もあることから、本通達では、嘱託を共助事件に準じて取り扱うこととされた。

出頭裁判所は、平成4年8月21日付け最高裁総三第26号事務総長通達「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」記第2に従い、嘱託書を共助事件簿に登載することとなるが、必ずしも全ての出頭裁判所に刑事共助事件簿又は少年審判等共助事件簿を備え付けることとされていないことから⁹、裁判事務の分配の定めに従って、民事共助事件簿、刑事共助事件簿、家事共助事件簿又は少年審判等共助事件簿に登載することを明確にしたものである¹⁰。

3 出頭裁判所における事務

(1) 構外別室及び利用機器の確保（本通達記3の(1)）

出頭裁判所において裁判事務の分配の定めに従い構外ビデオリンク方式による証人等の尋問等に係る共助事件を担当する者（以下「共助事件担当者」という。）が、当該尋問等の際に使用する構外別室及び利用機器を確保することを定めたものである。

なお、他庁から利用機器の借用が必要な場合は、早急に借用の手配を行う必要がある。

(2) 共助事件担当者の連絡（本通達記3の(2)）

共助事件担当者が、事件担当書記官に対し、遅滞なく、受訴裁判所との連絡調整窓口となる自己の氏名及び官職を伝えることを定めたものである。

なお、証人等や事件関係者との連絡調整窓口は、原則として、受訴裁判所

⁹ 平成4年8月21日付け最高裁総三第27号事務総長通達「事件関係の帳簿諸票の備付け等について」を参照。

¹⁰ 例えば、①刑事事件を所在地を異にする同一地域にある家庭裁判所が受ける場合、②少年事件を少年事件を取り扱わない家庭裁判所支部が受ける場合、③少年事件を独立簡裁が受ける場合などが考えられる。

において行うことになる。

(3) 尋問等の期日の立会い（本通達記3の(3)）

構外ビデオリンク方式による証人等の尋問等の際に出頭裁判所の職員に立会いを求めるかどうかは、もとより受訴裁判所の判断事項であるが、出頭裁判所の設備を利用することや証人等の精神的負担を考慮して、当該立会い¹¹が必要となることも多いと考えられる。

出頭裁判所の職員が尋問等に立ち会う場合において、当該尋問等は、受訴裁判所の訴訟指揮の下に行われるものであるから、これに立ち会う出頭裁判所の職員も受訴裁判所の訴訟指揮に従うことを本通達上で明確にしたものである。

4 証人等の召喚等の事務（本通達記4）

構外ビデオリンク方式による証人等の尋問等は、受訴裁判所が行うものであることから、証人等の召喚又は公判期日の通知に関する事務も受訴裁判所において行うことを明確にしたものである。

なお、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人を尋問する旨の決定があったときは、その取調を請求した訴訟関係人は、これらの者を期日に出頭させるように努めなければならないとされている（刑事訴訟規則第191条の2）が、手続を主宰する裁判所においても証人等の出頭確保のため、適切な措置をとる必要があることはいうまでもない。

証人等の召喚等に当たって、連絡事項を記載した書面や出頭裁判所の案内図に加え、別添4のような書面を同封するなどして、出頭及び出頭後の手続が円滑に行われるよう配慮する工夫も考えられる。

5 証人等の尋問等実施のために利用する機器の準備

受訴裁判所及び出頭裁判所において利用する機器は、尋問等の実施前に設置

¹¹ 立ち合わせるのは必ずしも共助事件担当者に限らない。また、女性証人等の場合は、同性の職員が立ち会うなどの配慮も考えられる。

し、事前に接続テストを行うことが望ましい。

なお、被告人や傍聴人向けのモニターの設置方法は、受訴裁判所の訴訟指揮に委ねられるため、事件担当書記官は、裁判体と認識を共有しておく必要がある¹²。

6 法第157条の6第3項の規定による記録媒体への記録（本通達記5）

構外ビデオリンク方式による証人、鑑定人、通訳人及び翻訳人の尋問及び供述並びにその状況の記録媒体への記録は、当該期日に立ち会った裁判所書記官が行うこと、また、受訴裁判所に設置した記録装置¹³を用いることを明確にしたものである。

なお、庁用の記録装置に記録した構外ビデオリンク方式による証人、鑑定人、通訳人及び翻訳人の尋問及び供述並びにその状況の記録は、保存用記録媒体に保存した上で、速やかに消去する（データ管理通達記第3の2の(2)）。

7 共助事件関係書類等の送付（本通達記6）

構外ビデオリンク方式による証人等の尋問等に際して作成される宣誓書、旅費、日当及び宿泊料（以下「旅費等」という。）の請求関係書類の受訴裁判所への送付について定めたものである。

宣誓書以外の書類の送付は、迅速性の観点から、受訴裁判所から原本の送付を指示された場合を除き、電子メール又はファクシミリによることも可能とされた。

宣誓書については、尋問調書に原本を添付するのが相当であることから、原本を受訴裁判所に送付する必要があるが、紛失防止の観点から、書留等の配達

¹² 証人が遠隔地に居住している等の事情により受訴裁判所への出頭が困難であること（法第157条の6第2項4号）を理由に構外ビデオリンク方式による証人等の尋問等を実施する場合において、証人等特定事項への配慮の必要がない場合には、受訴裁判所の訴訟指揮に基づき、傍聴人に証人等の尋問等の状況が見えるようにモニターを設置することになる。

¹³ 記録のために用いる機器については、平成29年5月31日付け最高裁総三第47号総務局長、情報政策課長通達「訴訟等関係人の尋問、供述等の記録媒体への保存等に関する事務の取扱いについて」（以下「データ管理通達」という。）記第2により庁用の記録装置を用いて行うべきことが定められている。

状況を確認できる方法で送付することが望ましい。

なお、構外ビデオリンク方式による証人等の尋問等の開始直前や実施中に出頭カードや宣誓書等を送付する場合には、送付方法や送付先（メールアドレス又はファクシミリ番号）を事前に調整しておく必要がある。

8 構外ビデオリンク方式による証人等の尋問等の実施中及び終了後に受訴裁判所において記録編成を行う際の留意点

出頭裁判所は調書の必要的記載事項とされておらず、また、事案によっては、出頭裁判所が被告人に明らかになると証人等の精神の平穏が害されたり、住居地が推認されたりするなどの問題も生じ得ることから、構外ビデオリンク方式による証人等の尋問等の実施中も、記録編成上も、出頭裁判所が明らかにならないよう配慮する必要がある。

このような配慮が必要な場合には、受訴裁判所が作成する書類に出頭裁判所を記載しない運用をすることはもとより、当該証人等の尋問等の実施中に訴訟関係人や証人等に示す書面や、出頭裁判所から送付を受けた共助事件関係書類に記載された出頭裁判所を識別できる情報（ファクシミリの発信者番号等）が受訴裁判所の意図に反して流出することのないよう、各庁の事務処理態勢に基づいて、当該情報をマスキングするなどすることが相当である¹⁴。

9 旅費等の支給事務

(1) 支給事務を行う裁判所（本通達記7）

旅費等の支給決定は、構外ビデオリンク方式による証人、鑑定人、通訳人及び翻訳人の尋問の結果を踏まえて、受訴裁判所が行うものであるが、支給決定後、会計部門において国費の支出決定を行うこととなる。

(2) 支給方法

¹⁴ 受訴裁判所と出頭裁判所の間で通信を開始する際に、接続先を選択する場面において利用するアドレス帳にも庁名が表示されているため、接続時の法廷内のモニターの表示にも留意する必要がある。

振込み又は送金による方法が考えられる。

なお、構外ビデオリンク方式による尋問の終了後、直ちに支給決定及び支払決議を経て、出頭裁判所にいる証人、鑑定人、通訳人及び翻訳人に対して、当該期日の当日に現金支給を行うことは難しい。したがって、証人、鑑定人、通訳人及び翻訳人への旅費等の説明に当たっては、振込み又は送金の方法によることについて理解を得ておくことが望ましい。支給方法に疑義が生じた場合は、速やかに会計部門と協議されたい。

(3) 受訴裁判所側における旅費等請求関係書類の取扱い

旅費等請求関係書類が電子メール又はファクシミリで送付された場合には、事件担当書記官において送付された旅費等請求書の備考欄にその旨を記載した上で、支払手続のための原本として使用して差し支えない。

10 出頭裁判所における警備等

出頭裁判所の職員に対し、裁判長（官）が法廷等秩序維持のため命ずる事務を命ずる場合¹⁵には、別途、受訴裁判所から出頭裁判所に対し、司法行政上の共助を求め、出頭裁判所から、その裁判所の裁判官以外の職員に、事務を取り扱うべきことを命ずることになる。

したがって、出頭裁判所での警備を要する事案については、事務局とも連携して、調整する必要があることに留意されたい。

¹⁵ 特に法第157条の6第2項2号又は3号の事由により構外ビデオリンク方式による証人等の尋問等が行われる場合には、受訴裁判所において、検察庁から十分な情報収集を行い、警備の要否を検討する必要がある。

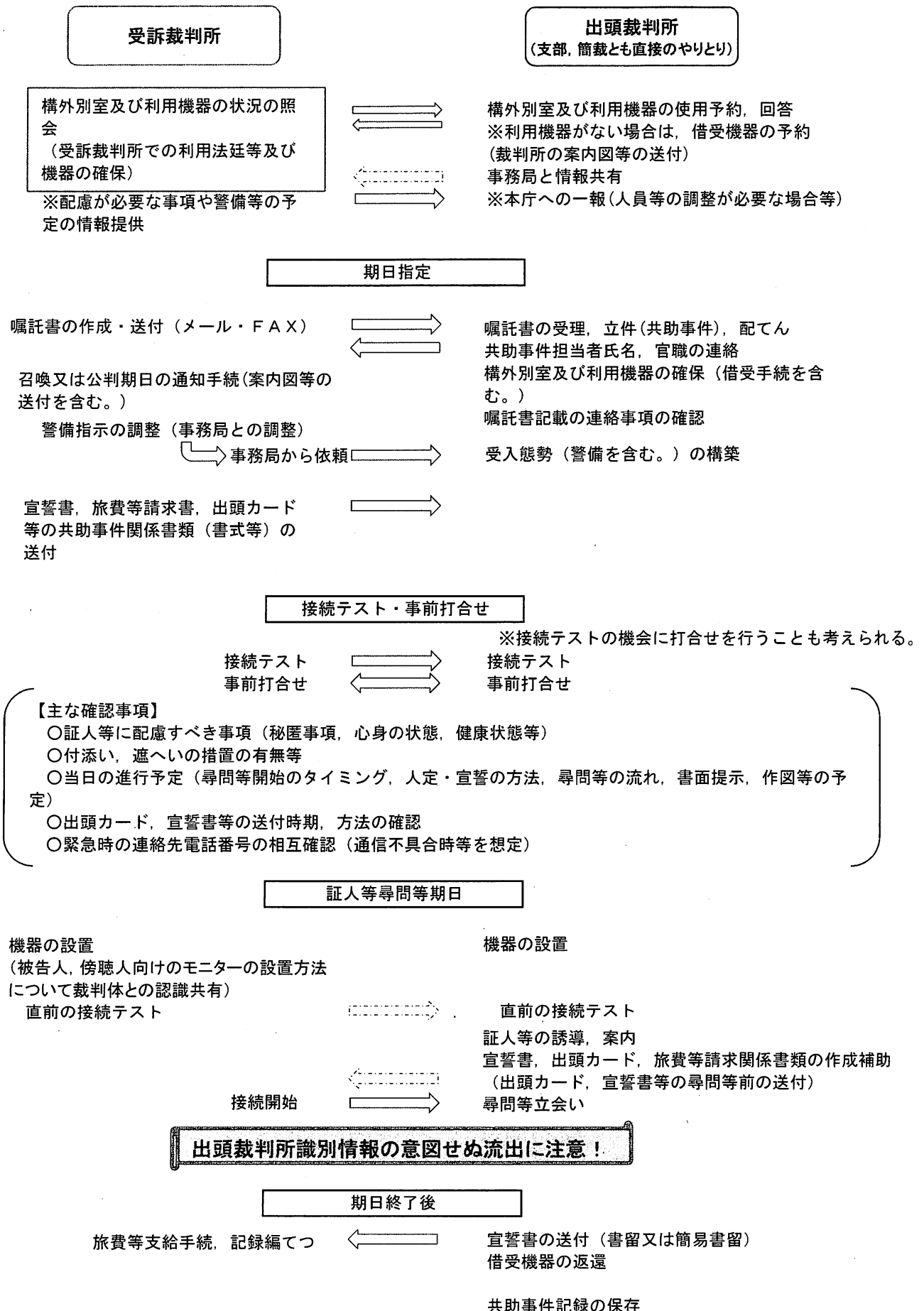
(別添 1)

- 1 地方裁判所及び家庭裁判所の本庁及び支部
- 2 地方裁判所の本庁及び支部に併設する簡易裁判所（東京簡易裁判所墨田庁舎を含む。）
- 3 次の簡易裁判所

管轄地方裁判所	庁名
東京地方裁判所	伊豆大島簡裁
	八丈島簡裁
	新島簡裁
新潟地方裁判所	十日町簡裁
	柏崎簡裁
	南魚沼簡裁
岐阜地方裁判所	郡上簡裁
福井地方裁判所	小浜簡裁
金沢地方裁判所	珠洲簡裁
松江地方裁判所	雲南簡裁
	川本簡裁
長崎地方裁判所	新上五島簡裁
	上県簡裁
熊本地方裁判所	高森簡裁
	牛深簡裁
鹿児島地方裁判所	種子島簡裁
	屋久島簡裁
	徳之島簡裁
	大口簡裁
	甬島簡裁
宮崎地方裁判所	小林簡裁
	高千穂簡裁

管轄地方裁判所	庁名
福島地方裁判所	棚倉簡裁
	田島簡裁
盛岡地方裁判所	久慈簡裁
	大船渡簡裁
秋田地方裁判所	男鹿簡裁
	角館簡裁
青森地方裁判所	むつ簡裁
札幌地方裁判所	静内簡裁
	夕張簡裁
函館地方裁判所	松前簡裁
	八雲簡裁
	寿都簡裁
旭川地方裁判所	富良野簡裁
	天塩簡裁
	中頓別簡裁
釧路地方裁判所	標津簡裁
	本別簡裁
	遠軽簡裁
高松地方裁判所	土庄簡裁

構外ビデオリンク実施時の基本的な事務フロー(イメージ)



(別添3)

平成 年 月 日

裁判所 支部 御中

地方裁判所

裁判所書記官

電話番号

F A X

嘱 託 書

下記1の事件について、刑事訴訟法第157条の6第2項の規定による手続が下記2のとおり行われるよう嘱託します。

記

1 事件の表示

平成 年 (わ) 第 号 被告事件

2 刑訴法157条の6第2項の規定による手続

(1) 該当要件

1号 2号 3号 4号

(2) 日時 (手続の開始予定)

平成 年 月 日 時 分 (所要時間 分)

(3) 手続

証人尋問 鑑定人尋問 被害者意見陳述

(4) 出頭者氏名 (呼称の定めがある場合は、呼称のみを記載する。)

(5) 連絡事項

別紙のとおり

(別添4)

証人としてお越しいただく方へ

このたび、同封の文書のとおり、刑事裁判の証人として、裁判所にお越しいただくこととなりました。

お越しいただく裁判所は、次のとおりです。

お間違えのないように御注意ください。

〇〇地方裁判所〇〇支部 (住所等は、同封の案内図で御確認ください。)

受付窓口 刑事書記官室 (〇階)

担当者 〇〇, 〇〇

(当日ご持参いただきたいもの)

・ 〇〇〇〇

・ 〇〇〇〇

なお、今回の手続(証人尋問)は、あなたにお越しいただく裁判所と刑事裁判が開かれる別の裁判所の法廷とをビデオリンク(テレビ電話のようなシステム)で接続し、モニターを通して、手続を行います。

この手続やその他御不明なことがございましたら、次の窓口にお問い合わせください。

お問合せ窓口 (※お越しいただく裁判所ではありません。)

●●地方裁判所刑事第●部 担当書記官●●●●

(電話番号 ●●●●-●●●●-●●●●● (内線〇〇))